

## 農業公園豊作村の管理運営方針検討にかかる経過報告 龍ヶ崎市農業公園豊作村における温浴事業終了のお知らせ

龍ヶ崎市では、龍ヶ崎市農業公園豊作村の今後の施設のあり方と事業運営について見直しを図るため、令和6年4月1日より豊作村内の温浴交流施設「湯ったり館」(龍ヶ崎市板橋町440番地)を休館していましたが、当該施設を活用した温浴事業の再開は困難であると判断し、温浴事業の終了を決定しました。

本市では令和5年11月から、施設の利活用を検討するため、温浴事業に限定せず幅広い事業提案を視野にサウンディング型市場調査を実施。

しかしながら、市場調査では温浴事業を主要事業とした提案のみでした。さらに、市民等からの温浴事業継続に向けた検討を希望する声などを受け、事業者ヒアリングでは効率的かつ効果的、事業費削減を図れる温浴事業の展開の可能性を探ることに主眼を置き、検討を重ねてきました。

検討の結果、市負担額はもとより、事業の必要性、有効性、安定継続性のほか、地域還元性等の視点など総合的な判断から、この度の温浴事業の終了を決定したものです。

今回の報告は、農業公園豊作村の管理運営方針検討における途中経過となります。

引き続き、魅力ある農業公園豊作村を目指して検討を進め、今後の管理運営方針(案)がまとまり次第改めてお知らせしてまいります。

### ■ これまでの経緯

年月	経緯
平成12年4月	農業公園豊作村を構成する一施設として「湯ったり館」オープン
平成15年度	年間最多入館者数253,237人を記録
令和4年度	「湯ったり館」の継続に向けた抜本的な運営改善策の検討を開始
令和5年10月	農業公園豊作村全体として今後の施設のあり方と事業運営について見直すこととし、令和6年4月以降の休館を決定 ※令和5年10月31日記者会見にて情報提供
令和5年11月から	農業公園豊作村の利活用に関するサウンディング型市場調査を開始。令和6年3月に調査結果(概要)を公表
令和6年3月から	参入意欲のある事業者から事業計画(案)等の提示を受けヒアリングを実施

■別添資料 別紙「農業公園豊作村の管理運営方針検討における温浴事業再開に係る方針について」

■その他 ・入館利用回数券の払戻し期限: 令和7年2月28日(金)  
お持ちの入館利用回数券は、お早めに払戻し手続きをお願いいたします。

担当課

龍ヶ崎市 市民経済部 農業政策課 農業総務グループ  
担当者: 秋山(あきやま) ・ 原田(はらだ) 連絡先: 0297-60-1537 (直通)